

令和 8 年 1 月 7 日

副学長（学生担当）

千葉 親文 様

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議

議長 吉川 梓

「令和 8 年度 4 月 1 日実施の寄宿料等値上げに関する要請」における理由書

令和 8 年度 4 月 1 日実施の寄宿料等値上げに関する要請は以下の理由に基づいて行う。

記

全代会では寄宿料及び共益費値上げの通告を受け、その値上げに関する現状を把握するため本学学生を対象としたアンケートを行った。本アンケートは学生の意見を反映するものであり、本学学生の意見である。全代会は本学学生の意見に基づいて寄宿料の値上げに関する要請を行う。アンケートの詳細事項については別紙「令和 7 年度 学生宿舎寄宿料改定に関するアンケート調査報告書」に記載する。また、本文における寄宿料とは、通常の寄宿料に共益費を含めた宿舎の利用費と定義する。

以下では大学からの声明及びアンケート調査の結果に基づいた事実を記す。

事実

1. アンケートの回答期間が終了した令和 7 年 12 月 25 日時点で、アンケート調査に回答した学生は 831 人であった。そのうち、現在宿舎に居住している学生は 512 人であった。
2. 大学が令和 8 年度の寄宿料値上げ方針について初めて公表したのは、令和 7 年の 10 月末ごろに宿舎に張り出された「【重要】令和 8 年度の学生宿舎コミュニティリーダーの事前登録について」という告知文の、「令和 8 年度学生宿舎コミュニティリーダー募集内容」における「令和 8 年度の宿舎費は変更の可能性があります（値上げの見込み）」という文節においてである。
3. 大学が公式声明にて、寄宿料の値上げの詳細を初めて公表したのは令和 7 年 12 月 10 日である。
4. 大学が予定する寄宿料の値上げ日は令和 8 年 4 月 1 日であり、値上げの詳細が公表された日から 112 日後である。
5. 大学が学生全体に対して説明会を開催するのは令和 8 年 1 月 20 日であり、寄宿料の値上げ日の 71 日前である。
6. 全代会の公式資料である「Campas」第 170 号及び「寄宿料の改定（値上げ）について（お知らせ）」（筑波大学学生部学生生活課,2007,8,9）を参考にすると、平

成 20 年 4 月 1 日からの寄宿料値上げに関しては、全代会及び一般学生に対して、値上げに関する意見交換会が平成 18 年 12 月より計六回開催されていた。また、最終的な値上げの公表時期についても平成 19 年 8 月 9 日と、値上げの 234 日前であった。

7. 回答した学生のうち、82%の学生が寄宿料改定に関する通知時期について遅かったと回答している。宿舎に居住する学生のうち、通知時期が遅かったと回答したのは 83% であった。
8. 回答した学生のうち、22%である 184 人は本アンケートにおいてはじめて寄宿料が値上げされることを知った。加えて、アンケート配布以前に寄宿料が値上げされることを知っていた学生 647 人のうち twins における大学からの公式な公表によって寄宿料の値上げを知った学生は 11% であった。
9. 回答した学生のうち、寄宿料改定に関する大学側からの事前説明に満足をしていない学生は 81% であり、満足していると答えた学生は 4% であった。
10. 現在宿舎に居住している学生のうち、寄宿料値上げに関して大学側に求めること(三つまで選択可能)の上位 5 つは、値段の維持(65%)、値上げ幅の縮小(50%)、学生との合意形成(36%)、値上げの延期(34%)、宿舎設備の改善(29%) であった。
11. 現在宿舎に居住しているのうち、寄宿料の値上げを理由として来年度は宿舎に居住したくないと回答した学生は 33%、退去するか迷っていると回答した学生は 32%、継続して居住すると回答した学生は 21% であった。
12. 現在宿舎に居住している学生のうち、宿舎に居住し続けることに関する不安は上位から、金銭面(75%)、宿舎の設備(37%)、新たな物件探し(36%)、継続入居の可否(35%)、衛生環境(25%)、援助金の有無(14%) が占めていた。
13. 自由回答欄では、留学生からの回答も多くあり、共益費の用途の不透明さ、困窮する学生からの急激な家賃上昇に対する不安、家賃の値上げを反対する声、一年ほどの値上げ延期を求める声がみられた。

以下では事実に基づき、寄宿料値上げに関して学生の意見の反映及び寄宿料値上げの延期という要請を行うに至った理由を示す。

理由

1. 事実 2 に関して、宿舎に住む学生のうちコミュニティリーダーを志す一部の学生を対象とした文章の詳細一文において、宿舎の値上げの可能性を曖昧に記しただけでは、宿舎に居住する全学生及び全学学生に対して、その意思を公表したとは言えないと考えられる。すなわち、正式に宿舎に居住する学生全体に値上げを公表したのは事実 3 に基づいて 12 月 10 日だったといえる。
2. 事実 3、事実 4、事実 5 及び事実 6、事実 7 に関して、寄宿料の値上げの詳細を予定日の 113 日前に行い、その説明会が値上げの 71 日前に行われることは、社会

通念に照らし合わせても非常に遅いことであり、これは多くの学生が「通告が遅い」と回答する理由でもある。これは、大学と宿舎に居住する学生の間の信頼関係を揺るがすものであると考える。

3. 事実 5、事実 6、事実 9 及び事実 10 に関して、令和 8 年度の寄宿料の値上げに関して、平成 20 年度の値上げとは違い、大学側から学生に十分な説明がなされていないため、学生の理解及び合意がなされていない。学生に対して意見の徵収を行わず、大学の運営委員会のみで寄宿料の値上げを決定したことは、大学と学生の信頼関係を揺るがしている。加えて、学生の理解もしくは合意が得られないまま、強引に寄宿料の値上げを行うことは大学と学生の信頼関係をさらに破壊するものであり、受け入れがたいものだと考える。また、説明会から 71 日という短い期間で、学生からの理解及び合意が得られるとは到底考えられない。
4. 事実 11、事実 12 及び事実 3 に関して、寄宿料の値上げに伴って宿舎からの退去を考えている学生 338 人全員が、次の居住先を 112 日で見つけることは難しい。
5. 事実 12 及び事実 13 に関して、金銭面に不安を抱える学生が多くいるなか何の支援策も用意せず、値上げを断行することは学生の信頼を裏切る行為であり、本学の学術機関としての用意が不十分であると考えざるを得ない。
6. 以上の理由に基づいて、大学側は学生との信頼関係を維持するために値上げの理由、経緯及びその具体的な内容を学生に真摯に説明し話し合うことによって、理解と合意を得る必要があると考える。加えて、学生の理解及び合意が得られるまでの期間及び退去する学生が次の居住先を決定できるための期間として値上げを延期する必要があると考える。その期間として、学生の意見を参考にすると一年がふさわしいと考える。最後に、寄宿料の値上げに伴って生活が困窮する学生に対して、大学は支援策援助の方法を用意し周知を行うことによって、保護を与えること。

以上に基づいて、令和 8 年度 4 月 1 日実施の寄宿料値上げに関する要請を行う。

以上